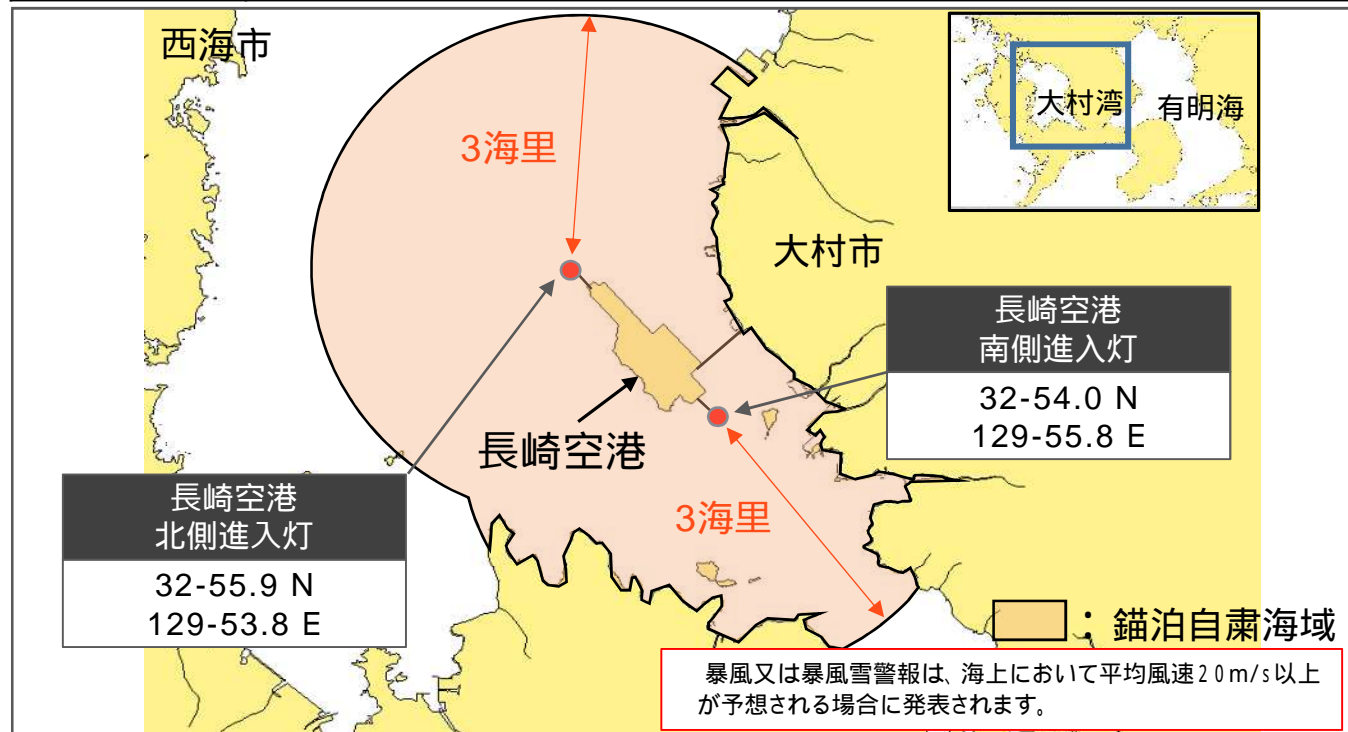


長崎空港周辺海域における 荒天時の錨泊自粛について

荒天時における走錨に起因する海難を防止するため、令和元年8月1日から、長崎県大村市において暴風又は暴風雪警報が発表された時から同警報が解除されるまでの間、「長崎空港（北側進入灯及び南側進入灯）から3海里以内の海域」における「錨泊」の「自粛」をお願いします。

自粛海域	長崎空港北側進入灯及び長崎空港南側進入灯から3海里（約5.5キロメートル）の範囲（下図参照）
自粛期間	長崎県大村市において暴風又は暴風雪警報が発表された時から、同警報が解除されるまでの間
対象船舶	総トン数100トン以上の船舶
内 容	錨泊自粛海域内において錨泊しないこと
周知方法	第七管区海上保安本部から、航行警報、海の安全情報、AISメッセージ、インターネットホームページ等により周知します。



長崎空港周辺海域においては、平成31年4月23日から海域利用者間で、自主ルールとして錨泊自粛海域（管制塔から3海里以内の海域）が設定され、運用されています。

お問い合わせ

第七管区海上保安本部 交通部航行安全課
佐世保海上保安部 交通課

093-322-1211
0956-31-5512